

2019年1月11日

捕鯨に関する12月31日付社説は、非常に重要な事実に言及していない。

第一に、日本は、鯨の保存にコミットしている。日本は、IWCで認められた科学的手法により算出された厳しい捕獲枠を設定する。これによって、日本が捕獲する全ての鯨種について、今後百年以上の持続可能性が保証される。貴紙も指摘するとおり、全ての鯨類が絶滅の危機に瀕しているわけではない。日本は、絶滅の危機に瀕している種の捕獲を禁止している。

第二に、日本は、国際法を完全に遵守している。捕鯨は、生物資源の利用に関して日本が主権的権利を有する、日本の沿岸から200海里の排他的経済水域内に限定される。捕鯨は一般的かつ国際的に禁じられていない。

日本は、2018年末にIWCを脱退する法的権利を行使するまで、30年以上にわたって、IWCの1986年の商業捕鯨「モラトリウム」を尊重してきた。「モラトリウム」は、一時的な措置として採択されたものであったにもかかわらず、一部の加盟国が、正当な環境上の懸念ではなく、科学的事実に基づかず政治的に動機付けられた反対により、これを恒久化してしまったというのが、日本の至った結論であり、その結果、やむを得ず脱退の権利を行使した。

第三に、捕鯨は、現在も捕鯨を続けるノルウェー、アイスランド、デンマーク及び米国・カナダの先住民族と同様、何世紀にも渡り日本文化の一部であり続けている。

日本のみを非難するのは不当である。日本の文化及びそれに密接に関連する捕鯨産業を守りたいという日本の考えを、「短期的な政治的利益」のための「国粹主義的政治家による策」と決めつけて切り捨てることは、礼を失する。

日本国外務省 外務報道官 大菅 岳史